

住み慣れた自宅や地域で生活を—

地域密着型サービス

地域密着型サービスは要介護や要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。

そのため、益城町の地域密着型サービスを利用できる人は、要支援・要介護の認定を受けた益城町民のみとなります。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。

現在、益城町には小規模多機能型居宅介護（2施設）、認知症対応型通所介護（1施設）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（2施設）があります。



小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の選択に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスです。少人数で家庭的な雰

囲気の中で入浴・食事・機能訓練など日常生活の介助を受け、時には家に「訪問」や事業所へ「泊まり」ができます。「通い」「訪問」「泊まり」を同じ事業所の職員が行うため、顔なじみの関係の中でサービスを受けられます。

認知症対応型共同生活介護

一般的にはグループホームと呼ばれ、認知症の人が9人以下で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で、自分で出来ることを生かしながら、日常生活の介助を受けられるサービスです。

認知症対応型通所介護

認知症の人が日帰りでデイサービスセンターに通って、入浴・食事・機能訓練などの日常生活の介助を受けるサービスです。

認知症の人だけを対象としており、利用者は12人以下の少人数の中でサービスを受けられます。



問い合わせ先 役場保険課介護保険係
☎ 286-3111 内線 125

かしこい消費者

●介護給付におけるサービス

居宅サービス	地域密着型サービス
【訪問サービス】 ●訪問介護 ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護 ●福祉用具貸与 ●特定福祉用具販売	●小規模多機能型居宅介護 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護 ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居宅介護支援	施設サービス
●住宅改修	●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設

シニア世代の
ライフデザイン

介護サービスの種類と利用

■**居宅サービスと施設サービス**
介護保険制度で利用できるサービスは、居宅サービス13種類、施設サービス3種類です。

保健施設などの施設に入所して利用するサービスです。

■要支援・要介護認定を受ける

介護保険のサービスを利用するためには、保険者である市区町村が行う要支援・要介護認定を受けて要支援または要介護であることの認定を得なければなりません。居宅サービスの場合、要介護度段階ごとに1か月で利用できるサービスの上限が設定されているからです。利用者は、上限額までは1割の自己負担で介護保険のサービスを利用できます。

■ケアマネジメントが大事

居宅サービスを受ける場合、居宅サービスや地域密着型サービスの種類が多いので、どのサービスを組み合わせる利用したらよいのか、判断することは非常に難しいことです。

地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談して、ケアマネジメントを受けることがよいでしょう。要支援者の場合は、地域包括支援センターに相談してください。ケアマネジャーは、利用者である要介護者などの状態を把握し、本人や家族の希望などを聞きながら、各種のサービスを組み合わせるケアプランの作成、サービス利用の支援、利用後のフォローアップをしてくれます。

（国民生活センター発行）
「へらしの豆知識より」